

研究課題	離婚後の養育問題と面接交渉（別居親と子の面会交流）に関する研究
研究代表者	青木 聡（人間学部臨床心理学科 教授）

I 研究の目的

離婚は夫婦の婚姻関係の解消であって、親子関係の断絶であってはならない。しかし、我が国では、大多数の別居親が離婚によって自分の子どもと生き別れ状態になっている。NPO 法人 Wink が 2007 年に行った調査では、面会交流を「定期的に行っている」と答えた同居親はわずか 12%であった（NPO 法人 Wink、2008）。離婚後だけでなく、高葛藤の別居にあたって一方的に子どもを連れ去り、もう片方の親と子どもの交流を断絶する「連れ去り別居」が頻発していることも深刻な問題である。

離婚後ないし別居中に別居親と子どもが会えない問題が起きている理由として、我が国では離婚後の単独親権制度を採用していることに加えて、離婚後の子どもの監護について定めた民法第 766 条および第 819 条に、別居親と子どもの面会交流についての文言が存在しなかったことが挙げられる。そのため、同居親が自主的かつ積極的に面会交流に協力しない場合、実質的に面会交流の実施は不可能であった。また、連れ去り別居については、最初に子どもを連れ去った親には咎めがないにもかかわらず、別居親が子どもを連れ戻した行為に未成年者略取罪が適用された事件もある（最判平成 17・12・6）。

欧米諸国では、『児童の権利条約（児童の権利に関する条約）』（1990）の批准と前後して、離婚後の共同養育（共同監護・共同親権・共同親責任）制度が整備されている。実証的な離婚研究の成果に基づいて、子どもの健全な成長のために、両親は離婚後も「親子不分離の原則」（第 9 条第 3 項）や「共同親責任の原則」（第 18 条第 1 項）に則した共同養育の「義務」を負うことになっているのである。今や欧米諸国においては、別居親と子どもの定期的な面会交流は「常識」であり、面会交流を支援する各種取り組みも定着している。

実は、日本も『児童の権利条約』は批准しており（日本の批准は 1994 年）、協議離婚の際に子どもと別居親の面会交流について定めることを提案する民法改正

試案も公表されていた（法務省、1994、1996）。しかし、実に 15 年以上にわたって民法改正は先送りにされ続け、ようやく 2011 年 4 月 26 日に『民法等の一部を改正する法律案』が衆議院法務委員会を全会一致で通過した（法務省、2011）。この民法等改正案では、協議離婚時に面会交流と養育費を取り決めることが明文文化された（民法等改正案、第 766 条第 1 項）。今後、我が国でも新しい民法に基づいて、面会交流を支援する取り組みが始まることになる。

本研究は、欧米諸国において面会交流の支援がどのように行われているのか、最新の情報を収集することを目的として行われた。今回の研究成果は、今後、我が国で面会交流を支援する際の実務上の問題を検討する上で貴重な基礎資料となるだろう。

II 研究の経過

面会交流の支援に関する文献、および、面会交流の実施を困難にする「片親疎外」に関する文献を幅広く収集、整理した。

また、面会交流の実施を困難にする「片親疎外」の最新知見を学ぶために、以下の二つの国際学会に参加した。

(1) 国際家庭裁判所／調停裁判所協会：AFCC
(Association of Family and Conciliation Courts)
第 47 回大会（2010/6/2-5：アメリカ・コロラド州デンバー、シェラトン・デンバー）

大会には、21 カ国から約 1500 名の離婚問題の専門家（裁判官、弁護士、調査官、心理士、児童福祉士、ペアレンティング・コーディネーター、ミディエーター、子どもの代理人など）が参加していた。参加者の大多数は欧米諸国から来ていたが、南米諸国やアジア諸国からの参加者も散見された（残念ながら、日本からの参加者は筆者のみ）。

大会のメインテーマは「片親疎外」であった。「片親疎外」に詳しい世界的に著名な各国の研究者が勢ぞ

ろいしており、最新の研究と臨床の動向に触れることができた。大会期間中の全体会4セッションと分科会80セッションのすべてが「片親疎外」に関する発表であり、2010年時点の「片親疎外」をめぐる最新の話題が網羅されていたといえる。欧米諸国において、面会交流の実施を困難にする「片親疎外」が重大なトピックになっていることを確認できた。

大会の様子は「片親疎外に関する最新情報－AFCC (Association of Family and Conciliation Courts) 第47回大会 (2010/6/2-5) 参加報告－」大正大学研究紀要第96輯 169-176にまとめた。

大会期間中に参加したセッションは以下の通り。

- ①Parental Alienation and the DSM-5
- ②Helping Families with Children who Rejects: Consensus, Controversies and Future Directions
- ③Family Bridges: Principles, Procedures and Ethical Considerations in Reconnecting Severely Alienated Children with Their Parents
- ④Interventions for Hybrid Cases Involving Alienation: Case Studies
- ⑤Group Weekend Retreat for Alienated and Estranged families: An Intensive Model
- ⑥Addressing Allegations of Alienation: Judicial Dilemmas
- ⑦Assessing Alienation in the Context of Domestic Violence and Child Brain Development
- ⑧Intervening Children Concerning Domestic Violence
- ⑨Keeping the Developmental Frame: Child-centered Conjoint Therapy in High Conflict Cases

(2)「片親疎外」シンポジウム：CS－PAS (Canadian Symposium for Parental Alienation Syndrome) (2010/10/2-3: アメリカ・ニューヨーク州ニューヨーク、マウントサイナイ医科大学)

シンポジウムには、約300名の「片親疎外」の専門家と当事者が参加していた。このシンポジウムでは「片親疎外」への個別のないし具体的な対処法について突っ込んだ議論を聴くことができ、非常に参考になった。このシンポジウムで学んだ最新知見については、共同親権運動ネットワーク主催の講演会「片親疎外とその対処」で報告した。

大会期間中に参加したセッションは以下の通り。

- ①Parental Alienation: A Diagnosis for DSM-5
- ②PAS and Mind Control: Creating Mental Illness
- ③When PAD Goes Criminal

- ④A Kidnapped Mind Making it Real
- ⑤Adult Children of Parental Alienation Syndrome
- ⑥Do Mental Health Professionals Disregard Scientific Evidence?
- ⑦Using the Themes Energizing Parental Alienation to Identify and Diagnose It

Ⅲ 研究の成果

今回の研究成果は、論文、学会発表、講演会などを通じて発信した。

【論文】

- ・青木聡 (2010) : 「PAS (Parental Alienation Syndrome : 片親疎外症候群) について」大正大学カウンセリング研究所紀要 第33号 5-21
- ・青木聡・須田桂吾・野口康彦 (2010) : 「離婚と子ども－親子の引き離し問題への施策的課題－」家族療法研究 第27巻第3号、60-65
- ・「片親疎外に関する最新情報－AFCC (Association of Family and Conciliation Courts) 第47回大会 (2010/6/2-5) 参加報告－」大正大学研究紀要第96輯 169-176 (前述)

【学会発表】

- ・「親子の引き離し問題に対する心理臨床家の支援 (1)－自助グループ活動への支援－」日本心理臨床学会第29回大会
- ・「親子の引き離し問題に対する心理臨床家の支援 (2)－片親疎外事例への支援－」日本心理臨床学会第29回大会
- ・「離婚と子ども－親子の引き離し問題と心理臨床」日本心理臨床学会第29回大会

【講演会】

- ・2010年7月：「片親疎外の最新動向」我が子に会いたい親の会主催講演会 講師
- ・2010年9月：「実現しよう！ 離婚後の共同養育」親子の面会交流を実現する全国ネットワーク主催シンポジウム シンポジスト
- ・2010年10月：「共同養育と法制度」共同親権の会主催講演会 講師
- ・2010年12月：「片親疎外とその対処」共同親権運動ネットワーク主催講演会 講師 (前述)

IV 研究の課題と発展

今後、我が国では、新しい民法に基づいて、面会交流の支援が行われることになる。面会交流の円滑な実施を支援するために、協議離婚時に面会交流と養育費を取り決めることを定めた趣旨の周知徹底を図るだけでなく、その継続的な履行を確保するため、面会交流の方法論の開発、面会交流の場を増やすことや仲介支援団体への支援、履行状況に関する調査の実施などが必要であろう。とりわけ、「片親疎外」やDV虚偽申し立ての問題、監督つき面会交流の方法について、さらに研究を深める必要があることが分かった。

そもそも、協議離婚時に夫婦の話し合いで面会交流と養育費についてきちんと取り決めることができるか？ という疑問の声がよく聞かれる。これについては欧米諸国と同様に、協議離婚時の話し合いを仲介する専門家を養成することや、離婚時の親教育プログラムの義務化が待たれるところである。今後、欧米諸国で行われている離婚時の親教育プログラムの調査を行う必要があるだろう。

また、面会交流の適正な頻度や内容に関する研究が必要であることが分かった。面会交流の頻度が減ると親子関係が疎遠になり、子どもの成長に影響が出ることが確認されていると同時に、単純に面会交流の頻度が増えれば良いわけではないという指摘も多数みられた。離婚後も元夫婦の高葛藤状態がおさまらない場合、別居親と子どもの面会交流の頻度が増えるほど、子どもに適応の問題が現れやすいこともあるという。さらに、子どもの年齢に応じて面会交流の頻度を柔軟に変化させる必要があり、適正な養育プランを作成する上でも面会交流の頻度に関する研究は重要と考えられる。

その他にも面会交流に関する今後の研究で検討すべき要因はたくさんある。たとえば、親の経済的状況や養育費の支払い状況、親同士の対立の程度、別居以前の親子関係、親の精神的健康、とくに面会交流を拒絶された別居親の精神的健康、別居後の年月と面会交流の頻度や内容、子どもの年齢に応じた面会交流の在り方、祖父母や親戚との面会交流の在り方、再婚家庭の面会交流の在り方、国際離婚の場合の面会交流の在り方、DV加害者との面会交流の在り方など、日本ではまったく手つかずの研究課題が山積している。

文献

外務省（1994）：『児童の権利条約（児童の権利に関する条約）』。 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/>

[jido/zenbun.html](http://www.moj.go.jp/zenbun.html)（2011.4.15 閲覧）

法務省（1994）：『婚姻制度等に関する民法改正要綱 試案及び試案の説明』。日本加除出版。

法務省（1996）：『民法の一部を改正する法律要綱案』。戸籍時報 457 号。

法務省（2011）：『民法等の一部を改正する法律案』 http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00043.html（2011.4.19 閲覧）

厚生労働省（1999）：『平成 9 年度社会経済面調査の概要－離婚家庭の子ども－』

NPO 法人 Wink 編（2008）：『面会交渉実態調査アンケートとインタビュー 離婚家庭の子供の気持ち』。日本加除出版。